2　前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
一　官報への掲載
二　関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報又は広報紙への掲載
三　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
3　第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。
一　第一種道路事業を実施しようとする者の事務所
二　関係する地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、当該地方公共団体の庁舎その他の当該地方公共団体の施設
三　前二号に掲げるもののほか、第一種道路事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設
4　第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
一　第一種道路事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載
二　関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載
三　前二号に掲げるもののほか、適切な方法
5　配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種道路事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種道路事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。
一　意見書を提出しようとする者の属性その他の必要な事項
二　意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
三　配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

第十四条　第一種道路事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書を添えて、関係する地方公共団体の長に送付するものとする。
2　関係する地方公共団体の長は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、第一種道路事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種道路事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面の提出その他の方法により述べるものとする。
3　配慮書について前項の書面の提出があったときは、第一種道路事業を実施しようとする者は、速やかに国土交通大臣に当該書面を送付するものとする。

第三十五条の次に次の三条を加える。

（報告書作成に関する指針）

第三十六条　対象道路事業に係る法第三十八条の二第二項の規定による報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十八条に定めるところによる。

（報告書の作成時期等）

第三十七条　法第二十七条の公告を行った事業者は、対象道路事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。
2　法第二十七条の公告を行った事業者は、必要に応じて、対象道路事業に係る工事の実施中又は土地若しくは工作物の供用開始後において、環境保全措置の実施の内容等又は事後調査の結果等を公表するものとする。

（報告書の記載事項）

第三十八条　法第二十七条の公告を行った事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。
一　事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象道路事業の名称、種類及び規模、対象道路事業が実施された区域の位置その他の対象道路事業に関する基礎的な情報
二　環境保全措置（第四号に掲げるものを除く。）の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
三　事後調査の項目、手法及び結果
四　前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
五　専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別
六　報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨
2　法第二十七条の公告を行った事業者は、対象道路事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と土地若しくは工作物の供用開始後の管理者が異なる場合等において、当該者との協力又は当該者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

別表第一中「（第六条関係）」を「（第二十一条関係）」に改める。

別表第二中「（第八条関係）」を「（第二十三条関係）」に改める。

別記様式中「（第一条関係）」を「（第十五条関係）」に改める。

（湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第十一条　湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第三十五条とし、第十九条を第三十四条とする。

第十八条第一項第一号中「第二条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第十七条第二項」に、「第五条第三項第二号」を「第二十条第三項第二号」に、「第十八条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改め、同条第三項中「第九条第五項並びに第十条第四項及び第六項」を「第二十四条第二項において読み替えて準用する第七条第四項並びに第二十五条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第四項」に、「第九条第六項」を「第二十四条第四項」に、「第十条第五項」を「第二十五条第四項」に、「第十一条第二号」を「第二十六条第二号」に改め、同条第四項中「、第十四条」を「、第二十九条」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十六条」を「第三十一条」に改め、同条第五項中「第十七条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第十七条第一項中「この条において」を削り、同条第二項に次の一号を加える。

四　必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。

第十七条に次の一項を加える。

4　事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第十七条を第三十二条とする。

第十六条中「第十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　事業者は、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から第一種湖沼水位調節施設事業に係る位置等を決定する過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。